

別記様式第1号(第四関係)

ほうきぢちくかつせいかけいかく
法貴寺地区活性化計画

奈良県・奈良県田原本町

平成20年2月

1. 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	法貴寺地区活性化計画		都道府県名	奈良県	市町村名	田原本町	地区名	法貴寺地区	計画期間	平成20年度～平成22年度
-------	------------	--	-------	-----	------	------	-----	-------	------	---------------

目標：本地区では農業従事者の高齢化・農業後継者不足が深刻な問題となっている。このため農業基盤の整備を行い利便性の向上を図り高齢農業従事者の作業労力の軽減を行い、兼業農家の離農を防ぎ定住人口減少の緩和を図る。具体的には現在機能低下を起している農業用排水施設(深井戸)の更新整備を行い、過去3年間の人口減少39人(5.2%)に対し計画期間完了後(3年後)の人口減少を23人(3.0%)以下を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：

田原本町は大和平野の中央、東経135度45分54秒～135度49分44秒、北緯34度31分34秒～34度35分12秒に位置し、南北に6.7km、東西に5.9km、面積21.1km²の地形を有しており、北は天理市・三宅町・川西町、東は天理市・桜井市、南は橿原市、西は広陵町に接している。町域はほぼ平坦な地形であり、北に向かって緩やかに傾斜しており、大和川(初瀬川)・寺川・明日香川・曾我川の4本の一級河川が北流し、全体が古代条里制の地形をそのまま残している。内陸盆地特有の気候を有しており、夏は暑く冬は床冷えするが平均気温は15.2度と比較的温暖である。年間雨量は1300mm前後と比較的少ない。地区の農業従事者の高齢化が進行し、担い手不足と後継者の育成が課題となっている。農産物は水稲を中心とした他、野菜や花卉施設園芸を取り入れ近代的な農業を目指している。特産品としてはほうれんそう・なす・いちごなどが上げられる。

現状と課題：

本地区は田原本町の北西部に位置しており、水稲を中心に野菜(ほうれんそう)の生産も盛んに行われている。京奈和自動車道の完成後には既設の幹線道路が接続されることから沿線立地と交通網の利便性向上を活かした都市近郊型農業を目指しているが農業従事者の高齢化や担い手不足問題をかかえている地域である。また、早期より農業基盤整備に取り組んだ地区であることから農業用排水施設等については老朽化が進み、更新の必要がある。

今後の展開方向等

本地区は田原本町内においても農業が盛んな地域である。しかしながら農業者の高齢化による労働力の低下及び後継者不足は地区にとって深刻な問題であり担い手不足は明らかである。こうした中、地区と行政が一体となって高齢者や女性、若い担い手等が安心して農業に従事できる農業基盤を整備し労働力の軽減を図っていくことは必要不可欠な要素である。従って農業基盤整備を促進し労働力の軽減化及び利便性の向上を図ることは兼業農家の離農を防止し、また高齢者や女性、若い担い手等が安心して農業に従事でき、強いては定住人口の減少化を鈍化させ若年層の定住化が図られるなど地域の活性化に寄与する。

2. 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号 イ・ロ・ハ・ニの別	備考
田原本町	法貴寺	基盤整備(農業用排水施設)	田原本町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3. 活性化計画の区域

法貴寺地区(奈良県田原本町)	区域面積	132.4 ha	
----------------	------	----------	--

区域設定の考え方

①法第3条第1号関係:

当該区域の総面積132.4haのうち農用地は110.2haで約83%であり、地区のほとんどを占めている。

②法第3条第2号関係:

本地域は積極的に農業を展開している地域であるが、兼業農家が多く農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著な地域である。過去の人口の推移を見ると人口は減少(平成17:755人→H19:716人 5.2%減)しており、今後も減少傾向が見込まれる。本地域は農業集落であることから、農業基盤整備により営農活動の利便性の向上を図ることで離農を防止し若年層の定住化促進が図られ地域の活性化につながることから農業基盤整備を行うことは必要不可欠な地域であるといえる。

③法第3条第3号関係:

農振農用地区域であり区域内において市街地を形成する区域を含んでいない。

4. 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ・ロ・ハ)

土地の所在	地番	地目		地籍(m2)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4項ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期(農林水産省令第2条第4項ニ)

--

5. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事項	内容	備考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存在期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に関する法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件		
② その他農用地の移転等に係る法律関係に関する事項		

6. 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標については、計画終了後に関係行政機関の担当課において住民基本台帳を用いて定住人口の増減率に係る調査を行い状況を把握・分析するとともに達成状況の評価及び改善すべき事項の検討を行うこととする。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項目	記入上の注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更(列の追加、セルの結合等)は絶対に行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を()にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県名(コード)	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5 計画主体(コード)	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード(総務省)を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6 計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例:計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7 ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業(実施要領の別表の(5)の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。)のみが対象となる。
8 整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計(①+④+⑤)」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の(1)の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12 事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。

13	地域再生計画との関連	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
14	頑張る地方応援プログラムとの関連	当該事業が「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられた地方公共団体のプロジェクトである場合は、優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。
15	耕作放棄地の解消に向けた取組の有無	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は優先事項ポイントとして「事業別内容」のうち「合計」の項に「2」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
16	優先枠関連指標	交付対象事業別概要Ⅲ「優先枠を活用する事業に関する事項」の「記入要領」に従い記載すること。 該当する優先枠関係欄に「1」を記入すること。なお、「農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠」の対象となる事業メニューは、実施要領の別表1の事業メニュー10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものに限定されることに留意すること。
17	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
18	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 例えば、農村地域から漁港地域にわたってケーブルテレビ事業を実施する場合、2つの要件類別(農振地域及び漁港地域を対象に事業を行うため要件類別番号4及び30)に該当すると考えられるが、交付額算定交付率がどちらの要件類別の場合も1/3であるので、「要件類別番号」の欄以外は一行でまとめて記入することもできる。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号21により活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設(活動火山対策事業)」と記入すること。
19	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別(複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別)を記入すること。
20	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 (例)「農道:L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設:1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 (例)「無人ヘリコプター1台」等
21	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 (例)平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
22	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例)●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
23	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
24	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。

25	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
26	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
27	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
28	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他(農協等事業実施主体負担等)、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
29	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
30	翌年度以降(予定)	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
31	備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。
32	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
33	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー)に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業(ハード事業と一体的に実施するもの)」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
34	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業(実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」)に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業(ソフト事業と一体的に実施するもの)」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
35	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(●年●月●日付け19企第●号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。
36	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(●年●月●日付け19企第●号農林水産省大臣官房長通知)」により定められていることに留意すること。
37	総合計(①+④+⑤)	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
38	うちハード事業費(②+④+⑤)	総合計のうちハード事業費を記入すること。
39	うちソフト事業費(③)	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
40	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

整理番号	資料名	内容	該当ページ	指摘事項	処理方針	資料ページ
1	活性化計画	計画期間		活性化計画の計画期間は原則として3年～5年程度であることから、単年実施であっても計画は3年とする。	計画期間を3年間としました。	
2		目標		設定された目標は担い手への農地集積率となっているが、整備により機能が確保された面積若しくは水路の整備延長とすること。	本事業により機能が確保された農地面積13.40haとしました。	
3		今後の展開方向等		記載内容は町全体の内容が記載されているが、地区に即した内容に表現を改めること。	法貴寺地区の内容に改めました。	
4	事業別概要	計画期間		活性化計画の計画期間は原則として3年～5年程度であることから、単年実施であっても計画は3年とする。	計画期間を3年間としました。	
5		連絡先		県の連絡先を確認すること。	耕地課を農政課に修正しました。	
6		目標と事業の関連性		目標が担い手への農地利用集積ではないので、表現を改めること。	内容を農地の機能の確保に修正しました。	
7		事業実施計画		地方事務費を記載すること。	記載しました。	
8				事業内容及び事業量欄について、「井戸改修L=150m」を「井戸改修1箇所」とすること。	修正しました。	
9		事前点検シート		計画期間は3年間とすること。	H20～H22の3年間としました。	
10				各種関連制度・施策との連携について「土地改良事業計画に基づき実施を行っている」とすること。	修正しました。	
11				目標と事業内容との整合性について目標が農地利用集積でないことから内容を改めること。	「用水の安定供給が行えることから農地の機能が確保される」と内容を改めました。	
12		環境配慮調書		環境情報協議会の審議事項を記載すること。	「開催年月日:平成19年12月3日、意見交換の内容:特になし」を記載しました。	
13						
14						
15						

整理 番号	資料名	内容	該当 ページ	指 摘 事 項	処 理 方 針	奈良県 資料 ページ
1	活性化計画	表紙		活性化計画の計画年月は平成20年2月とすること。	「平成19年8月」を「平成20年2月」に修正しました。	
2		1. 活性化計画の 目標及び計画期 間(計画期間)		計画期間は具体的に記載すること。	「3年」を「平成20年度～平成22年度」に修正しました。	
3		(目標)		活性化法の趣旨・目的に沿って、定住又は地域間交流の促進とい う加点で記載すること。	定住人口の減少率の緩和について記載しました。	
4		(今後の展開方向 等)		活性化法の趣旨・目的に沿って、定住又は地域間交流の促進とい う加点で記載すること。	若年層の定住の促進について記載しました。	
5		2. 目標を達成す るために必要な事 業(事業メニュー)		事業メニュー名は農業用排水施設とすること。	「農業用排水施設整備」を「農業用排水施設」に修正しまし た。	
6		3. 活性化計画の 区域(区域面積)		地区の区域面積を再確認すること。	区域面積を再確認し「13.4ha」を「132.4ha」に修正しました。	
7		(法第3-1関係)		地区の区域面積及び農用地面積を再確認すること。	区域面積を再確認し「総面積13.4haのうち農用地11.3haで約84%」 を「総面積132.4haのうち農用地110.2haで約83%」に修正しました。	
8		(法第3-2関係)		定住及び地域間交流を促進することが活性化へ効果があると判断 した根拠を記載すること。(ガイドライン第3の2)	根拠について記載しました。	
9		6. 活性化計画の 目標の達成状況 の評価について		当該目標について把握・検証をだれが、いつ、どのようにの観点で 記載すること。なお、事業活用活性化計画目標の評価手法を記載 するものではない。	評価手法について記載しました。	
10		位置図		位置図に活性化計画区域を記載すること。	活性化計画区域(集落界)を記載しました。	
11	交付対象事業別概 要	表紙		計画期間は具体的に記載すること。	「3年」を「平成20年度～平成22年度」に修正しました。	
12	年度別事業実施計 画	仕入れに係る消費 税相当額		該当がないのであれば、0円とはせず該当なしが適当である。	「該当なし」を記載しました。	
13	事前点検シート	1. 全体計画につ いて(基本方針と の整合)		基本方針は定住等や地域間交流の促進を通じた地域の活性化が 趣旨・目的とされており、生産性の向上が目的でないことから、趣 旨・目的に沿った内容とすること。	定住人口の減少率の緩和に伴う地域の活性化について内容を記 載しました。	
14		(農振計画との整 合)		農振計画とは整合しているか。	農振計画との整合について記載しました。	
15		(計画期間・実施 期間)		事業規模からの判断ではなく、実施要綱やガイドラインの観点から 判断すること。	計画期間・実施期間について実施要綱及びガイドラインを勘案し 適正である旨を記載しました。	

整理 番号	資料名	内容	該当 ページ	指 摘 事 項	処 理 方 針	資料 ページ
16		2. 個別事業について(増改築・合体・古材を利用)		該当がないのであれば、判断根拠に該当なしを記載する。	「該当なし」を記載しました。	
17		(投資効率)		具体的な算定結果を記載すること。	「1. 0以上」を算定結果である「1. 47」に修正しました。	
18		(事業内容が要件を満たしているか)		既設の施設は耐用年数を経過しているか。	耐用年数に関する事項を記載しました。	
19		(施設等の利活用の見通し等)		該当がないのであれば、判断根拠に該当なしを記載する。	「該当なし」を記載しました。	
20		(付帯施設・備品は交付対象として適正か)		該当がないのであれば、判断根拠に該当なしを記載する。	「該当なし」を記載しました。	
21		(収支計画の作成)		収支を伴う施設等にあつては収支計画を作成しているか記載すること。	収支を伴う施設ではないため、その旨を記載しました。	
22		(他事業との合体施工)		他事業との合体施工の場合、事業費の案分等が適正に行われているか。	合体施工を行わないため、その旨を記載しました。	
23						
24						
25						
26						
27						
28						

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ならけん 奈良県(代表)	平成20年度～平成22年度
たわらもとちょう 田原本町	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
奈良県農林部耕地課	0742-27-7459	0742-24-5179	kochi@pref.nara.jp
田原本町産業建設部建設課	07443-2-2901	07443-2-2977	kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp

1. 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	13.40ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
本計画は法貴寺地区において深井戸ポンプの更新を実施するものである。既設ポンプは老朽化が進み、用水不足が生じており受益者は農業用水の確保に苦慮している。従って、営農条件を整えることを目標とした。		

2. 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算定交付率 (%)	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
基盤整備	法貴寺	農業用排水施設整備	井戸掘削 φ500(300)×150m ポンプ設置 φ100×30kw×1機	1年	田原本町	43,500	21,750	50	21,750	地域の高齢化が進行し担い手不足と後継者不足が課題になっている中、近代的な農業を取り入れ集約的な農業の推進を図っている状況にある。こうした中本地域の農業用排水施設(深井戸)を更新整備することは農業用水の安定供給が図られ、農地の機能が確保される。

3. 優先枠を活用する事業に関する事項

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
		1. 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2. 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠	
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	奈良県・奈良県田原本町		
計画期間 実施期間	H20～H22 H20	総事業費(交付金)	43,500 千円 (21,750 千円)

1. 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	本事業による基盤整備により営農活動の利便性の向上が図られ、農業従事者の作業労力が軽減されることにより離農の防止と担い手の確保が期待でき、若年層の定住化が図られ定住人口の減少が鈍化され地域の活性化に寄与することから国の基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	田原本町第3次総合計画及び農村振興基本計画において、総合的な基盤整備を実施することとされており、土地改良事業計画に基づき実施を行っていることから連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	地元水利組合による合意形成を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	地元水利組合による事業推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性は確保されているか	<input type="radio"/>	農業基盤の整備を行うことで営農活動の利便性が向上し、兼業農家の離農の防止と若年担い手の定住化を促進し定住人口減少の緩和を図ることから整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間は3年間としており、ガイドライン第4の2の(6)の規定から適正である。実施期間は1年間としており、実施要綱第3の3の規定から適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	実施要綱第3-2-(2)の交付額算定交付率の範囲内である。

2. 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	他の事業は行われていない。
増改築若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし。
交付対象とする施設等は原価消却資産の耐用年数等に関する法令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数が概ね5年以上のものであるか。	○	揚排水機20年・井戸30年であり、耐用年数5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通達)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の経済効果の測定方法に基づき算出しており適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上になっているか	○	上記手法により算出を行い、投資効率は1.0以上(1.47)である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要綱第3-1-(1)の交付対象事業(事業名:基盤整備・事業メニュー名:農業用排水施設・要件種別7)であり、事業内容及び事業実施主体とも要件を満たしている。なお、現況深井戸は昭和52年に造成され31年が経過している。井戸の耐用年数30年・揚排水機の耐用年数20年であることから耐用年数は経過している。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	農業用排水施設(深井戸ポンプ・受益戸数78戸)の改修を町が事業実施主体となり実施するものであり、個人に対する交付や目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	さく井・改修工事標準歩掛資料(社団法人全国さく井協会)に基づき積算を行っており、過大積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	井戸ケーシング及び揚水管に軽量で施工性の高いFRPM管を用いることで工期短縮が図られ、コスト縮減に努めている。
付帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既設ポンプ場の同一敷地内での掘削である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	土地改良事業計画に基づき実施されており、適正な資金計画と償還計画が策定されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	地元水利組合において管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	収支を伴う施設ではない。
他の事業との合体施工等の場合、事業費の案分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工は行わない。

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。